

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

○無線従事者規則の一部を改正する省令 (総務一〇三)

(告 示)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (国土交通一〇八四〜一〇九八)

(公 告)

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人国際交流基金平成二十
事業年度決算、独立行政法人国際観
光振興機構平成二十事業年度財務諸
表、税理士証票無効・登録まつ消、
型式部材等製造者の認証、住宅型式
性能認定、特定計量器型式承認関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、
無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

一
四
二〇
二一
二二
二三
二四
二六

省 令

○総務省令第百三号

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、無線従事者規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十日

総務大臣 原口 一博

無線従事者規則の一部を改正する省令

無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項第三号を次のように改める。

三 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二

四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものである。第五十条にお

いて同じ。)一枚

第四十六条第二項を次のように改める。

2 免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。

一 総務大臣が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事(同法第三十条の十第一項第三号の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関)から免許を受けようとする者に係る本人確認情報の提供を受けるとき。

二 免許を受けようとする者が他の無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を前項の申請書に記載するとき。

三 免許を受けようとする者が電気通信事業法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けており、当該電気通信主任技術者資格者証の番号を前項の申請書に記載するとき。

四 免許を受けようとする者が電気通信事業法第七十二条第二項において準用する同法第四十六条第三項の規定により、工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を前項の申請書に記載するとき。

第四十八条及び第四十九条を次のように改める。

第四十八条及び第四十九条 削除

第五十条中「免許証を汚し、破り、又は」を「氏名に変更を生じたとき又は免許証を汚し、破り、若しくは」に改め、同条第三号中「前条第一項に規定する場合」を「氏名に変更を生じたとき」に改める。

別表第十三号様式を次のものに改める。
別表第十三号様式 (第47条関係)

(表面)

無線従事者免許証

(資格別の名称)
(英語による資格別の名称) (注1)

免許証の番号
Licence No. (注1)
免許の年月日
Date of licence grant (注1)

氏名
Name (注1)
生年月日
Date of birth (注1)

上記の者は、無線従事者規則により、上記資格の免許を与えたものであることを証明する。
(注2)

交付年月日
Date of issue (注1)

総務大臣 (注3)

印

写

真

85ミリメートル

54ミリメートル

(裏面)

(英語による訳文) (注1)

Signature of the
holder of the licence

(所持人自署) (注4)

(注意事項)

注1 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士、航空無線通信士、第一級アマチュア無線技士、第二級アマチュア無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合に限る。

注2 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格の別に、次に掲げる事項を記載する。

(1) 第一級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する無線通信士一般証明書、第一級無線電子証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(2) 第二級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電信通信士証明書、制限無線通信士証明書並びに航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(3) 第三級総合無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電信通信士特別証明書及び無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(4) 第一級海上無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第一級無線電子証明書に該当することを証明する。

(5) 第二級海上無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する第二級無線電子証明書に該当することを証明する。

(6) 第三級海上無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する一般無線通信士証明書に該当することを証明する。

(7) 第四級海上無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する海上移動業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

(8) 第一級海上特殊無線技士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する制限無線通信士証明書に該当することを証明する。

(9) 航空無線通信士

この免許証は、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定する航空移動業務及び航空移動衛星業務に関する無線電話通信士一般証明書に該当することを証明する。

注3 第一級海上特殊無線技士、第二級海上特殊無線技士、第三級海上特殊無線技士、レーダー級海上特殊無線技士、航空特殊無線技士、第一級陸上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士、第三級陸上特殊無線技士、国内電信級陸上特殊無線技士、第三級アマチュア無線技士又は第四級アマチュア無線技士の資格を有する者に交付する免許証の場合は、所轄総合通信局長 (沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

注4 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士、第二級海上無線通信士、第三級海上無線通信士、第四級海上無線通信士、第一級海上特殊無線技士又は航空無線通信士の資格を有する者に交付する免許証の場合に限る。

